

川崎市教育委員会会計年度任用職員（時間額）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、給料又は基本報酬を時間額で定め、補助的業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職名）

第2条 会計年度任用職員の職名は、会計年度任用職員（時間額）とする。

（業務内容）

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における補助的業務に従事するものとする。

（任用期間）

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとする。ただし、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の適用を受ける職員の欠員の代替として任用する会計年度任用職員においては、当該欠員が生じる期間の範囲内で定めるものとする。

2 規則第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

（勤務日、勤務時間等）

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は、必要に応じて関係局等と協議の上、教育次長が設定するものとする。

（給料又は基本報酬の額）

第6条 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額（時間額で定める額をいう

。以下同じ。)は、その職種に応じて別表に定める額とする。

2 前項で定める額を給料又は基本報酬の額とした場合において、給料又は基本報酬の額とこれに対する地域手当又は地域手当に相当する報酬の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）が川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第1項に規定する作業報酬下限額を下回ることとなるときの会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、前項の規定にかかわらず、合計額が当該作業報酬下限額と同じ額（同じ額とならない場合には、当該作業報酬下限額を上回る最小の額）となる給料又は基本報酬の額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれらの規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、必要に応じて関係局等と協議の上、教育次長が別に定める。

（半日単位の年次休暇）

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

（職務専念義務の免除）

第8条 会計年度任用職員は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年川崎市条例第17号）第2条の規定に基づき職務に専念する義務の免除を受けることができる。

2 前項の規定により職務に専念する義務の免除を受ける場合は、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）第8条の

規定に基づき、給与を減額して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第8号）第2条第1項第6号から第12号までに掲げる場合

(2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント又は妊娠、出産、育児若しくは介護に係るハラスメントに関する苦情相談を行う場合

(3) 人事評価に関する苦情相談を行う場合

(4) その他教育長が特に認める場合

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

職 種		給料又は基本報酬の額
事務 補助	一般事務職	1, 1 7 5 円
技術 補助	介助者・添乗員	1, 1 0 2 円
	補助指導員	1, 1 0 2 円
	特別支援学校介助員	1, 3 1 1 円
	部活動指導員	1, 6 6 5 円
特殊 技術 補助	看護介助員（時間額）	1, 7 1 9 円
技能 労務 補助	屋外作業員	1, 1 4 3 円
	調理員・屋内作業員	1, 1 0 2 円
	食事指導補助員	1, 1 0 2 円
	地域交通安全員	1, 2 4 3 円